

東電刑事訴訟 「無知」の 永渕健一判決

「無罪でいいのか」という感情論ではなく、無罪とした論理が完全に破綻している——東京地裁(永渕健一裁判長)が9月19日、東京電力の元経営陣3人に言い渡した判決に批判が高まっている。検察官役の指定弁護士は9月30日、「このまま確定させるのは著しく正義に反する」として控訴。勝俣恒久元会長(79歳)、武黒一郎元副社長(73歳)、武藤栄元副社長(69歳)の罪は東京高裁で裁かれることになった。原発裁判史上、「最も無知」と評される永渕判決を批判する。



9月19日、「全員無罪」の判決に東京地裁前では、驚きと落胆、怒りが交錯した。(撮影 伊田浩之)



武藤 類子

むとう るいこ・福島原発刑事訴訟支援団副団長、福島原発告発団団長。著書に「どんぐりの森から」原発のない世界を求めて（緑風出版）など。



吉田 千亜

よしだ ちあ・フリーライター。著書に「ルポ 母子避難」(岩波新書)、「その後の福島 原発事故後を生きる人々」(人文書院)など。



海渡 雄一

かいど ゆういち・弁護士。東電刑事裁判被害者代理人、脱原発弁護団全国連絡会共同代表。著書に「原発訴訟」(岩波新書)など。

座談会
「絶対的な安全性は求められていなかっただとよく言えたものですね」

業務上過失致死傷罪を問う裁判であれば通常、「過失致死傷」の被害について判決でそれなりに詳しく書かれるものです。今回裁かれた東京電力の福島第一原発事故には、さまざまな被害者がいます。証人として

出廷し、証言された被害者もいました。公判では被害者や遺族の調書も読み上げられました。しかし判決では、悲惨極まりない被害の実態について、ほとんど触れられていませんでした。大変違和感を覚えました。

皆さんはいかがでしたか。
武藤 被害の中心は、双葉病院(福島県大熊町)に当時入院していた事故後に亡くなられた患者さんだと思います。でも、裁判官はその事実すら無視してしまっただ。



明石 昇二郎

あかし しょうじろう・ルポライター。著書に「刑事告発 東京電力——ルポ福島原発事故」(金曜日)など。

原発事故がどれほど大変な被害をもたらしたのかという認識がない。というよりも、この人たちはあえて認識しないでいるんだな、と感じましたね。
法廷では2日間かけ、双葉病院